



令和2年2月14日
海上保安庁

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条に基づく 平成31年・令和元年における傍受に関する国会報告について

平成31年・令和元年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第36条の規定に基づき、2月14日、政府は国会報告をしたところです。

その内容は別添のとおりです。

なお、海上保安庁では、令和元年中に傍受令状を請求したことはなく、傍受実績もありません。

(注) 政府は、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」第36条に基づき、毎年、次に掲げる事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・ 傍受令状の請求及び発付の件数
- ・ その請求及び発付に係る罪名
- ・ 傍受の対象とした通信手段の種類
- ・ 傍受の実施をした期間
- ・ 傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・ 令状記載通信等が行われたものの数
- ・ 一時的保存を命じて行う通信傍受、特定電子計算機を用いる通信傍受を実施したときはその旨
- ・ 傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく報告

平成31年 1月 1日から
令和元年12月31日まで

令和2年2月

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告
(平成31年・令和元年)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、平成31年及び令和元年における通信傍受等に関して下記のとおり報告します。

記

平成31年及び令和元年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表1のとおりである。

また、平成30年中に傍受が行われた事件に関して新たに逮捕した人員数については、別表2のとおりである。

別表 1

番号	傍 受 令 状		通信手段の種類	実 施 期 間						第20条第1項等の 受の実施 の	逮捕人員数(人)	
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号(回)	第3号(回)	第1号(回)			第3号(回)
1	3	3	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	22	178	22	0	0	0	4	
					22	17	3	0	0	0		
					22	92	7	0	0	0		
2	2	2	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	17	774	12	0	66	0	8	
					17	825	42	0	67	0		
3	5	5	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	19	143	0	0	7	0	11	
					19	235	55	0	57	0		
					19	149	62	0	31	0		
					19	173	68	0	41	0		
					18	101	20	0	2	0		
4	6	6	麻薬特例法違反(同法第5条第4号, 第8条第2項, 覚せい剤取締法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	30	587	47	0	8	0	13	
					28	548	35	0	17	0		
					25	366	66	0	86	0		
					28	876	97	0	38	0		
					25	344	17	0	5	0		
					25	134	2	0	73	0		

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
5	2	2	殺人未遂(刑法第199条, 第203条, 第60条)	携帯電話	4	36	2	0	0	0	4	
					4	15	4	0	0	0		
6	2	2	窃盗(刑法第235条, 第60条)	携帯電話	20	258	25	0	19	0	㊦㊧	3
					20	572	5	0	14	0	㊦㊧	
7	2	2	窃盗(刑法第235条, 第60条)	携帯電話	10	183	0	0	0	0	㊦㊧	3
					10	283	1	0	8	0	㊦㊧	
8	1	1	窃盗, 詐欺(刑法第235条, 第246条第1項, 第60条)	携帯電話	10	653	0	0	0	0	㊧	0
9	4	4	強盗致傷(刑法第240条前段, 第60条)	携帯電話	10	77	0	0	0	0	㊧	2
					10	63	0	0	0	0	㊧	
					10	102	0	0	2	0	㊧	
					10	95	0	0	0	0	㊧	

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	第29条第3項				第29条第4項		
						第1号(回)	第3号(回)			第1号(回)	第3号(回)	
10	4	4	詐欺(刑法第246条第1項, 第60条)	携帯電話	24	652	0	0	68	0	㊦	0
					24	182	0	0	43	0	㊦	
					24	328	0	0	0	0	㊦	
					24	92	0	0	7	0	㊦	

(注1)「携帯電話」はPHSを含む。

(注2)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注3)「第20条第1項等の傍受の実施」欄における㊦～㊨は以下の方法をいう。

㊦：第20条第1項の規定による傍受を実施したとき

㊧：第23条第1項第1号の規定による傍受を実施したとき

㊨：第23条第1項第2号の規定による傍受を実施したとき

別表 2

(平成 3 0 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
1	6 (報告済み)	6 (報告済み)	覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	11
2	4 (報告済み)	4 (報告済み)	覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	24
12	4 (報告済み)	4 (報告済み)	詐欺 (刑法第246条第1項, 第60条)	9

(注 1) 「新たに逮捕した人員数」とは, 平成 3 0 年中に傍受を実施した事件に関して, 平成 3 1 年及び令和元年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注 2) 平成 1 4 年から平成 2 9 年までに傍受を実施した事件に関して, 平成 3 1 年及び令和元年中に新たに逮捕した者はいなかった。